

【1-1】

借受申請書

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下「令」という。）  
第三条第三号 ※1  
第三条第八号  
に基づく臨時災害放送局用機器（以下「臨災局用機器」という。）の無償貸付を受けたいので申請します。  
令第六条に規定の事項は、別記1～5のとおりです。

北海道総合通信局長 殿

（貸出を受ける団体において臨災局用機器の運用に権限を有する者）

平成 年 月 日

印※2

※1 「第三条第三号」又は「第三条第八号」のいずれかの文字を抹消又は○で囲むこと。  
第三条三号：災害時以外（平常時）の貸付の場合  
第三条八号：災害時の貸付の場合  
※2 私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

【1-2】

貸付承認通知書

平成 年 月 日付申請を承認する。  
令第七条の規定に基づき、別記2～6及び8のとおり通知する。

殿

平成 年 月 日

北海道総合通信局長 印

【1-3】

借受書

平成 年 月 日付貸付承認に係る臨災局用機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。  
臨災局用機器の運用と取扱いについては、別記8 貸付条件に従います。

北海道総合通信局長 殿

（貸出を受ける団体において臨災局用機器の運用に権限を有する者）

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

借受書提出時に、「8 貸付条件」の9項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申請者	名称及び代表者の氏名	
		住所	
2	借受物品	<input type="checkbox"/> 臨災局用機器	1式
		<input type="checkbox"/> 電源用ケーブル	1台
3	使用目的		
4	使用場所		
5	借受けを必要とする理由		
6	借受期間	借受日	年 月 日
		借受期間	年 月 日（原則、貸付から6ヶ月以内）
7	引渡場所		
8	貸付条件		
<input type="checkbox"/> 1 臨災局用機器の運用に当たっては、電波法、放送法及びこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 <input type="checkbox"/> 2 臨災局用機器の技術操作は、無線従事者が従事することとし、正常な運用に努めること。 <input type="checkbox"/> 3 臨災局用機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 <input type="checkbox"/> 4 臨災局用機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 <input type="checkbox"/> 5 臨災局用機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 <input type="checkbox"/> 6 臨災局用機器について使用場所以外での使用をしないこと。 <input type="checkbox"/> 7 臨災局用機器は無線局の廃止後速やかに、又は借受期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 <input type="checkbox"/> 8 臨災局用機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を北海道総合通信局長に提出し、その指示に従うこと。原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、機器を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。 <input type="checkbox"/> 9 北海道総合通信局長は、臨災局用機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、借受人が貸付条件に違反したとき又は北海道総合通信局長が特に必要と認めるときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、北海道総合通信局長の指示に従い速やかに返却すること。			
備考			